

化審法におけるPFOS 又はその塩の項に規定する泡消火薬剤等に関する技術上の基準の一部を改正する省令の公布



2021年9月21日に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されました。

改正点は以下の下線部の通りです。

・省令名の改正

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の表PFOS又はその塩の項又はPFOA又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令

・定義における一部の改正

第一条

四 汚染物 PFOS又はその塩若しくはPFOA又はその塩(以下この号において「PFOS等」という。)を含む廃液又はPFOS等が付着している布その他の不要物をいう。

改正の経緯については、[ニュースコンテナ-2021年8月号](#)をご参照ください。

本改正の施行日は、2021年10月22日となっています。

当社では、PFOS等の分析に対応しております。お気軽にお問合せ下さい。

資料 2021年9月21日付 官報

有機分析箇所 長谷川知草

当社では毎月メールマガジンを配信しております！

情報はよく目にするが情報量が多い。情報はあるけれど理解しづらい文章が多い。そのような お悩みを解決すべく、なるべくわかりやすい文章で、最新情報や時期的に必要なと思われる情報をメールマガジンにしてお届けしています。ご了承いただければ配信致します。

